

# 有料施設の使用料 減免申請について

有料施設の使用料に関して、減免対象者からの申請があった場合、使用料の減免を行っています。

減免申請の期限は以下の表の通りとさせていただきます。期限内の申請をお願い致します。

減免対象は横浜市内の学校等、「横浜市公園条例施行規則第 12 条」に該当する場合となります。

詳細はお問い合わせください。

| 利用の方法                             | 申請締め切り                              |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 通常の利用                             | 利用日の 7 日前まで                         |
| フットサル利用日(火曜・水曜)の<br>サッカー全面利用の場合 ※ | 利用日前日の 20 時まで<br>利用前日が休場日の場合、16 時まで |

※同時時間帯のフットサルコート 6 面が全面空き枠だった場合、前日もしくは当日の予約に限り、

サッカー利用日の料金でサッカーコートとしての貸し出しを行っています。